

自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言、の比較

	A 自筆証書遺言 (民法 968 条)	B 秘密証書遺言 (民法 970 条)	C 公正証書遺言 (民法 969 条)
誰が書く？	遺言者	誰でも	公証人
条件は？	<ul style="list-style-type: none"> ・全文、日付及び氏名を自分自身で書き、署名、押印すること。 ・音声や録画映像、ワープロやパソコンで作成したもの、他人が代筆したものは、認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。 ・遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。 ・遺言者が、公証人及び証人 2 人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。 ・公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封書に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。 ・ワープロやパソコンで作成したのも認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証人 2 名以上の立会いがあること。 ・遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。 ・公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、または閲覧させること。 ・遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。 ・公証人が、その証書が前述の方式に従って作成したものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
保管は誰がする？	遺言者	遺言者	公証役場と遺言者
メリットは？	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で作成できる。 ・特別な費用がかからない。 ・遺言の存在を隠しておける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の存在を明らかにしておきながら、内容は秘密にしておくことができる。 ・遺言者は、署名だけであれば内容が書けなくても作成できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の不備により無効となる場合が、ほとんどない。 ・紛失、偽造・変造の心配がない。 ・相続人間の紛争が少ない。 ・文字を書けない人でもできる。
デメリットは？	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の不備により無効となる場合がある。 ・紛失や偽造・変造の危険がある。 ・相続人間で紛争が生じやすい。 ・文字を書ける人に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかかる。 ・内容の不備により無効となる場合がある。 ・紛失、偽造・変造の危険がある。 ・遺言人以外が筆記した場合、内容の守秘が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きが多少面倒である。 ・費用がかかる。 ・遺言の存在やその内容を秘密にしておくことができない。
検認は必要？	必要	必要	不要